

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 5 月 11 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701044号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800020号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年1月1日から昭和27年1月1日まで

私の母(訂正請求記録の対象者)は、A社のC店に昭和24年1月に臨時職員として入社し、その半年後に本採用され、出納係として勤務しており、昭和26年12月頃退職した。しかし、勤務した期間における厚生年金保険の加入記録はない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者資格期間として記録訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、同社が保管する社員名簿及び被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できず、このほかに請求期間当時の資料は保管していない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員のうち連絡先が判明した31人に照会を行ったところ、同社C店において、出納係から販売代金を預かる仕事をしていたとする従業員一人を含む12人から回答が得られたものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る給与明細書等を保有していない

上、A社が加入していたD健康保険組合は、請求期間当時の資料は保存期間を経過しており確認できない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701212号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月21日から昭和62年夏頃まで

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できないが、当該事業所において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員の回答により、期間は特定できないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時の資料等はない旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。